

令和3年度

事業計画

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

《 目 次 》

I 基本方針	2
II 令和3年度の具体的な施策	
ミッション1	3
ミッション2	6
ミッション3	7
ミッション4	8
ミッション5	8
ミッション6	9

## I. 基本方針

当協会では、2013年3月に「日本の障がい者スポーツの将来像（ビジョン）」を公表し、「活力ある共生社会の創造」の実現に向けて、①スポーツの普及拡大（裾野をひろげる）、②競技力の向上（山を高くする）の二本柱を基本としつつ、アクションプランに沿った着実な取り組みを進めてきたが、本年は、ビジョンに示した2020年到達目標の区切りの年であり、東京大会のレガシーを障がい者スポーツの振興に繋げるため、また2030年に向けて、「活力ある共生社会の実現」というビジョンの達成を引き続き目指す観点から、スポーツ行政の一元化、スポーツ庁の発足、文部科学省第Ⅱ期スポーツ基本計画の公表、さらには東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下東京2020大会）開催決定を契機としたパラスポーツを取り巻く環境の大きな変化等を踏まえて、理念（あるべき姿）・ビジョン（実現したい将来像）・ミッション（果たすべき使命）の再整理や、具体的な目標・主要施策・アクションプランについて見直し、新たに「JPSA 2030年ビジョン」（活力ある共生社会の実現に向けて）として取りまとめた。

本年は「2030ビジョン」の初年度として、当協会がパラスポーツ振興の課題として認識している幾つかの課題解決に向けた施策を進める。

- 1) パラスポーツの普及拡大のための環境整備
- 2) パラスポーツの競技力の向上と普及拡大との「好循環」を推進するための体制強化
- 3) 「好循環」を推進するためのパラスポーツの理解促進とファン拡大
- 4) パラスポーツの更なる発展に向けたJPSAの万全な基盤づくり

特に、本年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け1年延期となった東京2020大会が開催される年であることから、同大会の大成功に向け、引き続きパラスポーツの認知度を高める活動を推進するとともに、厳しい状況の中、スポーツの価値を伝えるべくひたむきに努力するアスリートたちが、本番で最高のパフォーマンスを発揮できるよう、選手の競技力向上、専任スタッフ等支援体制の充実、競技団体等への支援、ファン層拡大など引き続き協会一丸となって取り組んでいく。

## II. 令和3年度の具体的な施策

### ミッション1

障がいのある人たちが、障がいの種類や程度、ライフステージやニーズに応じて、身近な地域で日常的にスポーツを楽しめるような環境を整え、パラスポーツの普及拡大を実現する。

#### 「1-1」パラスポーツの普及拡大の環境づくり

##### (1) 全国障害者スポーツ大会の発展

パラスポーツの振興の要である全国障害者スポーツ大会の一層の発展に向け、より充実した大会開催に努める。

##### 1) 第21回全国障害者スポーツ大会（三重大会）

本大会・リハーサル大会で実施される全13競技に21名の技術指導員を派遣し、開催県の主管競技団体等と連携し、大会の円滑な運営を図っていく。本大会終了後は、県からの報告をもとに大会、競技運営の課題やその改善策等を検討し、次年度以降の円滑な競技運営に活かしていく。

本大会(公益財団法人 JKA 補助事業)

会 期 令和3年10月23日(土)～25日(月)

開閉会式会場 三重交通グループ スポーツの杜

愛 称 三重とこわか大会

大会スローガン ときめいて人 かがやいて未来

参加人数 約5,500名(選手/約3,500名:役員/約2,000名)

地区予選会(公益財団法人 JKA 補助事業)

会 期 令和3年4月～6月

内 容 ブロックごと(北海道・東北ブロック、関東ブロック、北信越・東海ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州ブロック)に身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の団体競技について予選を行う。

##### 2) 全国障害者スポーツ大会の内容充実

全国障害者スポーツ大会 在り方委員会の開催(年1回を予定)

全国障害者スポーツ大会の「スポーツを通じて障がい者の社会参加の推進に寄与する。」という目的を継承し、その意義、位置付けなど将来のあるべき姿を中長期的かつ総合的に協議する。

##### 3) 全国障害者スポーツ大会 大会委員会の開催(年3回を予定)

平成27年度の全国障害者スポーツ大会在り方委員会でもとめられた大会の今後の在り方の提言を受け、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱の見直しや、競技・種目の変更・施行時期の調整及び各種課題について技術委員会と連携を図りながら協議していく。

## (2) 身体運動の重要性の理解・促進

障がい者の身体運動の重要性に関する啓発推進を実施するため、アクションプランに沿った具体的な施策の検討を行う。

## (3) 学校でのパラスポーツ理解の環境づくり

学校においてパラスポーツを通じた障がい者の理解促進を図る学習機会や、特別支援学校における体育授業の充実及びクラブ活動への参加促進がなされるような環境整備を支援するため、アクションプランに沿った具体的な施策検討を行う。なお、今年度は以下の施策を実施する予定。

- 1) 体育教員に対する障がい児・者への運動・スポーツ指導に関する理解啓発の促進
- 2) 障がい者スポーツ指導者の派遣事業（協会委託事業）

県等障がい者スポーツ協会および障がい者スポーツ指導者協議会が、近隣の特別支援学校・学級などの教育機関または教員等と連携・協働し、障がい児・者のスポーツ環境に対する更なる充実や障がい者スポーツ指導者の活動の拡充など障がい者のスポーツ振興体制整備に寄与することを目的とする障がい者スポーツ指導者の派遣事業を実施する。(継続)

具体的には、地域の特別支援学校および学級へ専門的な知識を有する公認障がい者スポーツ指導者を派遣し、在籍および地域の障がい児・者に対して多様なスポーツ機会の提供と技術的な指導を行う。このように身近な指導者を派遣するとともに学校の設備を利用することで、障がい児・者の日常的かつ継続的にスポーツに触れる機会の定着化を図る。(全国5箇所を実施予定)

## (4) スポーツ施設等のアクセシビリティの向上

障がい者が利用しやすいスポーツ施設や施設までのアクセス等、環境整備を支援する取り組みを行う。一昨年からはじめた日本体育施設協会主催のスポーツ施設管理者のための障がい者対応講習会に積極的に協力、地域において障がい者が身近でスポーツに参加できる環境づくりを積極的に推進する。

## (5) 障がい者スポーツセンターの利用環境の充実

障がい者スポーツセンターとの連携を深め、パラスポーツに対する振興体制を充実させるため、アクションプランに沿った具体的な施策の検討を行う。

## (6) 総合型地域スポーツクラブの利用環境の充実

総合型地域スポーツクラブと連携し、障がい者が気軽にスポーツに親しめる環境の充実に向けて、アクションプランに沿った具体的な施策の検討を行う。

## 「1-2」公認障がい者スポーツ指導者の育成

### (1) スポーツ指導者数の拡大

各種指導者養成講習会の回数・内容の充実を図るとともに、指導者数の拡大を図るため、アクションプランに沿った施策を行う。なお、今年度は以下の施策を実施する予定。

- 1) 障がい者スポーツ指導者養成事業

各種指導者養成講習会の回数・内容の充実を図るとともに、指導者数の拡大を図るため、アクションプランに沿った施策の検討を行う。なお、今年度は以下の施策を

実施する予定。

- ① 初級及び中級障がい者スポーツ指導員養成講習会の認定  
都道府県・指定都市、県等障がい者スポーツ協会、その他関係機関が実施する初級及び中級障がい者スポーツ指導員養成講習会の認定を行う。
- ② 障がい者スポーツ指導員等各種養成講習会の開催
  - ア. 中級障がい者スポーツ指導員養成講習会
    - ア) 初級障がい者スポーツ指導員対象（岐阜県で開催予定）
    - イ) 公益財団法人日本スポーツ協会指導者対象（秋田県で開催予定）
  - イ. 上級障がい者スポーツ指導員養成講習会（大阪市で開催予定）
  - ウ. 障がい者スポーツコーチ養成講習会（前期：愛知県、後期：東京都で開催予定）
  - エ. 障がい者スポーツトレーナー養成講習会（東京都で開催予定）
  - オ. 障がい者スポーツ医養成講習会（関東で開催予定）
- ③ 資質向上のための研修事業  
障がい者スポーツ指導者の資質向上のために次の研修会を実施する。
  - ア. 全国障害者スポーツ大会障害区分判定研修会（栃木県で開催予定）
  - イ. 資格取得認定校研修会（調整中）
  - ウ. 第16回障がい者スポーツ指導者全国研修会（兵庫県で開催予定）
- ④ 初級障がい者スポーツ指導員等養成講習会開催事業（協会委託事業）  
初級や中級障がい者スポーツ指導員養成講習会や指導者の資質向上のための研修会の開催を助成し、地域振興に欠かせない人材養成に積極的に取り組む為の事業を推進する。（20団体で実施予定）

## (2) スポーツ指導者の育成

パラスポーツを取り巻く環境の変化に対応できる指導者育成研修を充実させるとともに、関係団体等と連携し資質向上を図るため、アクションプランに沿った施策を行う。

- 1) 初級障がい者スポーツ指導員等養成講習会開催事業（協会委託事業）  
初級や中級障がい者スポーツ指導員養成講習会や指導者の資質向上のための研修会の開催を助成し、地域振興に欠かせない人材養成に積極的に取り組む為の事業を推進する。（20団体で実施予定）

## 「1-3」パラスポーツ振興に関する連携・協働

### (1) 競技団体への支援

- 1) JPSA登録競技団体への実態調査を実施、各団体やパラアスリート等の充実した活動の実現に向けた支援のありかたを検討する。
- 2) パラリンピック競技団体の自律に向けた活動を目指し、今後の支援のあり方を検討する。

### (2) 日本スポーツ協会等との連携・協働

パラスポーツの更なる振興のため、日本スポーツ協会はもとより、医療・リハビリテーション・福祉・生涯スポーツ・競技スポーツなど、障がい者自身の状況に応じた様々な分野の団体・組織と連携、協働を図る。

#### 「1-4」 パラスポーツに関する調査・研究

- (1) 大学等との協働  
大学や研究機関等と協働し、パラスポーツを学術的な視点から研究する人材育成や、選手強化・用具開発等の研究開発を促進する。
- (2) 重度障がい者、高齢障がい者等のスポーツ参加に向けた調査・研究  
重度障がい者、高齢障がい者等が安全に参加できるスポーツの調査・研究を行い、誰もがスポーツに参加できる環境を推進する。

## ミッション2

スポーツ施策の一元的推進体制の下、全国においてパラスポーツ振興の取り組みが継続的に推進できるよう、行政（スポーツと福祉）、学校、スポーツ団体、医療機関及び企業・関係諸団体等との強い連携・協働体制づくりを進める。

#### 「2-1」 県市等におけるパラスポーツ振興への支援

- (1) 県市等にでのスポーツ教室・大会・イベント開催の促進  
県市等の障がい者スポーツ協会、障がい者スポーツ指導者協議会、行政機関が協働し、パラスポーツ競技団体及び一般スポーツ競技団体など関係者と連携し、障がい者が気軽に参加できるスポーツ教室・大会・イベントの継続的な開催を促し、スポーツの日常化を進める。
- (2) 県市等の障がい者スポーツ協会の組織運営の支援  
県市等の障がい者スポーツ協会が、行政機関や地元経済界・企業等と連携して組織運営を推進できるよう支援を行うとともに、県市等の障がい者スポーツ協会に地域連携の中核的な役割を担う専任コーディネーターの配置をモデル方式で展開していく。
- (3) 県市等におけるスポーツ施策一元的推進体制への支援  
地域でのパラスポーツの普及振興を図るため、県市等におけるスポーツ施策の一元的な推進体制を支援する。

#### 「2-2」 県市等におけるスポーツ関係団体間の連携の支援

- (1) 県市等におけるスポーツ関係団体間の連携の支援  
県市等の障がい者スポーツ協会、障がい者スポーツ指導者協議会、行政機関の3者による「障がい者スポーツ連絡協議会」を全国8ブロックで開催し、県市等におけるスポーツ（体育）協会、スポーツ施設、学校、スポーツクラブ等と連携して、パラスポーツの振興を図ることを支援する。

## ミッション3

世界で活躍できるパラアスリートの発掘・育成・強化、全国的・国際的な各種パラスポーツ競技大会の定期的開催などにより、競技力の向上とパラスポーツの価値・魅力の向上を実現する。

### 「3-1」競技力の向上

- (1) 世界を目指すパラアスリートの活躍支援  
国際競技大会で活躍できる高い競技力と人間力を備えたアスリートを発掘・育成・強化するため、スポーツ庁、日本スポーツ振興センター、ハイパフォーマンスセンター、日本オリンピック委員会、日本スポーツ協会等の関係諸団体、地方自治体、企業、福祉・医療機関、調査・研究機関、教育機関等と連携・協働してアスリートやJPC加盟競技団体の競技力向上活動を推進するとともに、強化活動の基盤となる組織力を強化する。
- (2) 強化環境の整備  
アスリートが高度なトレーニングができるように、ナショナルトレーニングセンターの有効活用をベースに、広域及び地域における強化拠点も活用する。
- (3) 日本オリンピック委員会等との連携強化  
日本オリンピック委員会、スポーツ団体・競技団体等との連携を深め、アスリートの強化を推進する。

### 「3-2」日本での主要国際大会開催への協力

- (1) 札幌冬季パラリンピック大会の日本招致協力  
札幌市が、2030年の開催を目指しているパラリンピック冬季大会に関して協力する。
- (2) アジアパラ競技大会の日本招致協力  
2026年のアジアパラ競技大会（愛知県）の開催実現に向けて協力する。
- (3) デフリンピック夏季大会の日本招致協力  
全日本ろうあ連盟スポーツ委員会が、2025年に開催を目指しているデフリンピック夏季大会の開催に向けて協力する。

### 「3-3」競技団体・パラアスリートへのスポーツインテグリティの向上

- (1) ガバナンス（統治）の強化・コンプライアンス（法律や倫理の遵守）・インテグリティ（高潔性）の徹底  
競技団体の法人化や競技団体・アスリート及び関係者に対する教育・研修等を充実させる。
- (2) アンチ・ドーピング活動の徹底  
クリーンで公正なスポーツを守るため、日本スポーツフェアネス推進機構との連携を図り、アンチドーピング活動を徹底して行う。



## ミッション4

パラスポーツに関わる国際機関との連携・交流、国際機関役員への日本人材の輩出などにより、パラスポーツを通じた国際協力を進める。

### 「4」 国際協力

国際役員の輩出や国際大会派遣及び国際協力事業・研修への協力等について、「JPC 戦略計画」の「パラリンピックムーブメント推進戦略」等に基づき取り組む。JPC 国際協力委員会を核に、積極的な取り組みを行う。

#### (1) 国際役員としての活動を通じた世界のパラスポーツ発展への協力

IPC をはじめとする国際組織に加盟し、連絡・調整を図るため、各種国際会議に参加する。また、IPC・他国パラリンピック委員会等、海外の組織との連携を強化するため、情報共有の機会を積極的に創出する。今年度は、IBSA 総会（令和3年10月、ヨルダン）、IPC 総会（令和3年12月、場所未定）に参加する予定。

#### (2) 他組織との連携・協働を通じた世界のパラスポーツの発展への協力

他国 NPC 等との情報交換・連携を取ることは勿論、国、JICA 等国際機関との連携・協力による交流事業（Sports for Tomorrow 含む）を実施する。

## ミッション5

パラスポーツの理解促進を通じて共生社会実現に向けた国民の意識変革を促す。

### 「5」 パラスポーツの理解促進及び広報

#### (1) パラスポーツ大会等の開催

競技別の国内大会・国際大会の積極的な主催・共催等により、競技力の向上を図るとともに、体験会等の関連イベントの同時開催等も含めて、パラスポーツのファン層を拡大する。

#### (2) 「パラスポーツ・共生社会推進月間（8月）」の展開

本年はパラリンピック東京大会が開催されることから、令和4年度からの展開に向け、パラスポーツ・共生社会推進月間（8月）やパラリンピックデー（8月24日）の活用など具体的施策の内容を検討する。また、共生社会実現に向けた国民の意識変革を経年比較するために第一回意識調査を実施する。

#### (3) 「I' mPOSSIBLE」（IPC 公認教材）の活用

全国の小・中・高・特別支援学校での「I' m POSSIBLE」（IPC 公認教材）の活用により、共生社会への認識と理解を促進する。

- (4) 広報活動の充実  
パラスポーツや共生社会に関する国民の理解促進を図るため、公式ウェブサイトの充実や SNS 等のメディアを活用し、積極的な情報発信を行う。
- (5) マスメディアとの連携  
マスメディアとの一層の連携により、パラスポーツの露出に繋げるとともに、東京 2020 大会を契機に高まった世論の関心を維持・向上させる。

## ミッション6

JPSA の組織体制の強化や、財政基盤の充実・安定化により、パラスポーツの発展に向けた万全な基盤づくりを図る。

### 「6-1」JPSA の組織体制の強化

- (1) JPSA の業務遂行体制の見直し・強化  
組織体制・諸規程等の見直しやデジタル化の推進など業務遂行ルールを改善することにより、協会を取り巻くステークホルダーからの信頼を高めるとともに、必要最小の人数で最大の効果を上げるべく業務の最適化を図る。
- (2) 各専門委員会の効率的・効果的運営  
各専門委員会（医学、技術、科学）や部会の役割を必要に応じて適宜見直し、機能強化と効率的・効果的な運営を図る。
- (3) 職員研修等の充実  
職員の資質向上に係る研修等を実施し、本協会を取り巻く環境変化に対応できるスタッフ人材を育成する。

### 「6-2」財政基盤の充実・安定化

- (1) 活動資金の安定確保  
事業実施に必要な体制整備のためには財政基盤の安定が不可欠であり、長期的かつ幅広い分野からの資金調達計画を立案し、国庫補助金、公的資金、民間助成金、民間資金の安定確保に努める。
- (2) 企業のスポンサー制度の充実  
パラスポーツの価値・魅力の向上とパラスポーツファンの拡大等の活動を通じて、JPSA ビジョンの「活力ある共生社会の実現」を共に目指すパートナーとしての「JPSA オフィシャルパートナー」企業数の拡大に努める（令和 2 年 2 月末時点 33 社）。また、「パラリンピック日本代表選手団」の支援を目的とする「JPC スポンサー制度」を新設する。
- (3) 寄付金募集の拡充  
パラスポーツを幅広く応援していただくことを目的に、個人・法人を問わず寄付金の募集拡大に努める。